

実施方針に関する質問書に対する回答

■実施方針

No	資料名等	質問名・項目	該当箇所								質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a)			
1	実施方針	呼称	2	I	1	(5)	③					<p>当該項目には、落札者・事業予定者・コンソーシアム・特別目的会社という表現あります。また、同②には企業グループ・9頁Ⅲ5(1)では入札参加者という呼称が出てきます。それぞれの定義をご教示ください。以下のように解釈していますがよろしいでしょうか。</p> <p>入札参加者とは、入札に参加するためのグループで上記企業グループとは同義語</p> <p>企業グループが落札して時点で落札者</p> <p>落札者が基本協定を締結後は事業予定者(実施方針9頁Ⅲ4(7)記載)</p> <p>事業予定者が基本契約を締結した後は事業者</p> <p>コンソーシアムとは、落札者を構成する企業の内、設計・建設業務に関連する企業</p> <p>特別目的会社とは、基本契約締結後に事業者が設立する、維持管理・運営を行う会社</p> <p>その場合、基本協定、基本契約の当事者はだれと考えるのでしょうか。</p>	<p>定義については、実施方針の修正版をご参照ください。</p> <p>なお、基本協定書の契約者は、コンソーシアム構成員及び協力企業となり、基本契約の契約者は、コンソーシアム構成員、協力企業及び特別目的会社となります。</p>
2	実施方針	市街化調整区域	4	II	1	(2)						<p>市街化調整区域であるが、都計法29条の1項3号により、開発行為の届出は不要と考えてよろしいですか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>ただし、市が提出予定の都市計画法施行規則第60条による証明書に必要な添付図書の作成は、事業者負担となります。</p>
3	実施方針	献立方式	5	II	2	(2)	①	ウ				<p>アレルギー対応食の提供方法は1形態とありますが、これは乳卵を両方除去という意味でしょうか。それとも、除去食か代替食のどちらかという意味でしょうか。</p>	<p>乳卵を両方除去する除去食を提供することを意味します。</p>
4	実施方針	協力企業	9	III	5	(1)						<p>協力企業は市やSPCから直接受託・請負しない法人とありますが、このような法人は建設企業から業務を請け負う電気工事や衛生設備を担当する法人・維持管理企業から、警備や、特別清掃等の業務の一部を請け負う法人が考えられますが、これらの法人も入札参加者を構成する法人とのお考えでしょうか。</p> <p>また、これらの法人を入札参加資格審査時に明示しなければならないでしょうか。</p> <p>入札参加者を構成する協力企業について別のお考えでしたらご教示ください。</p>	<p>例えば給食調理企業から配送業務を受託する配送企業等、構成員ではないが、本事業で重要な役割を担う企業の場合に協力企業としての明示を期待するものです。</p> <p>したがって、本事業に関わる構成員以外の全ての企業について、協力企業としての明示を求めるものではありません。</p>

No	資料名等	質問名・項目	該当箇所							質問	回答		
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)			a)	
5	実施方針	複数応募	9	Ⅲ	5	(4)						Ⅲ5(2)において、協力企業を明示することとなっていますが、協力企業は、入札参加者を構成する法人とした場合、入札前協定等により、守秘義務を課するのが通常と考えます。その場合、複数応募は事実上困難と考えますが、貴市の見解をご教示ください。	公募条件は、特定の業種で参画可能な地元企業が限定される場合などに関して、市が協力企業の複数応募を許容していることを示すものです。複数応募の適否については、ご指摘いただいた守秘義務の有効性等を踏まえ、入札参加者がご検討ください。
6	実施方針	複数応募の禁止	9	Ⅲ	5	(4)						特定業務を担当する企業ではなくとも、事業マネジメント等、企業グループ全体に関する業務を担当する企業は、複数応募禁止との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	実施方針	参加資格要件	10	Ⅲ	6	(2)						事業範囲に維持管理業務が入っていますが、この業務を担当する企業に対して個別の参加資格要件はなく、共通の参加資格要件を満たしていればよいということでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	実施方針	個別の参加要件	11	Ⅲ	6	(2)	③					「建設業務を行う者」については工事实績が示されていませんが、「設計業務を行う者」「工事監理業務を行う者」と同様の工事实績が必要との認識でよろしいでしょうか。	建設業務を行う者について、特段の工事实績は求めていません。
9	実施方針	事業者の募集及び選定に関する事項	11	Ⅲ	6	(2)	③					建設業務を実施する者として学校給食センターの実績は必要でしょうか。	質問No.8をご参照ください。
10	実施方針	事業者の募集及び選定に関する事項	11	Ⅲ	6	(2)	③					上記、学校給食センターの実績が必要な場合は建築工事を担当する元請会社のみ実績要と考えてよろしいでしょうか。	質問No.8をご参照ください。
11	実施方針	事業者の募集及び選定に関する事項	12	Ⅲ	6	(2)	③	ウ				経審の点数ですがそれぞれ建築工事:元請、土木工事:下請負業者、電気工事:下請負業者、管工事:下請負業者が基準点以上あれば良いと考えてよろしいでしょうか。	協力企業としてグループを構成しない下請負業者には総合評定値の制限はありません。

No	資料名等	質問名・項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)		
12	実施方針	事業者の募集及び選定に関する事項	12	Ⅲ	6	(2)	③	ウ		また上記の土木工事、電気工事、管工事を担当する業者は下請負業者の為、平成30年度「加古川市入札参加資格者名簿(建設工事)」に記載されていなくても良いものと考えてよろしいでしょうか。	下請負業者についてはご理解のとおりです。
13	実施方針	建設の参加資格要件	12	Ⅲ	6	(2)	③	ウ		参加申請時に、分担する工事の総合評価値で基準以上の会社は明示しないといけないのでしょうか。他の給食センターDBO事業では、建築一式工事のみしか要求しておらず、この参加資格要件ですと参加企業がいなくなる、もしくは特定の企業のみしか参加できなくなる可能性があります。	ご理解のとおり、明示してください。ただし、「実施方針P.2④施工形態」に記載のとおり、特定JV、単体企業又は建設コンソーシアムのいずれかより施工形態をご提案いただくこととなります。また、回答No.11の回答も併せてご参照ください。
14	実施方針	SPCの設立等	13	Ⅲ	7		①			SPCを設立し、構成員は当該会社に対して出資するものとするがありますが、ここでいう構成員は維持管理運営を行う構成員という意味でしょうか。それとも、入札参加者の構成と定義にある構成員の意味でしょうか。	ここでいう構成員は、維持管理運営を行う構成員とお考えください。
15	実施方針	SPCの設立時期	13	Ⅲ	7		①			維持管理・運営業務のためのSPCであれば、SPCの設立時期を「開業準備業務開始前まで」とすることは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
16	実施方針(別紙)	リスク分担表	17							共通段階—物価変動リスクNo.18,19において、注釈無く市と事業者双方がリスク分担するとの表記となっているが、具体的に負担調整の基準を示してください	施設整備に関しては、変動前残施設整備費と変動後残施設整備費との差額が一定割合を超える場合に、対価の改定を行うことを想定しています。維持管理運営に係るサービス対価についても、物価上昇率が契約書別紙において定める水準を超える場合にサービス対価の改定を行うこととします。具体的には、入札公告時に公表する契約書(案)をご参照ください。
17	実施方針別紙	リスク分担	18							No.58の食べ残し等による残渣の変動が市のリスクになっていますが、これは、事業者は一定の処理費を設定し(例えば1食当たり●g等)それを超えた分は市の負担という解釈でよろしいでしょうか。	事業者も一定のリスクを負担するものとしてリスク分担表を修正します。